

仕 様 書

1 業務名称

大阪市福島区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】

2 事業の目的

大阪市では、平成 24 年 7 月に「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」を策定し、「ニア・イズ・ベター」という考え方のもと、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」と「自律した自治体型の区政運営」に向けて、多様な活動主体が参画して地域課題に取り組む地域活動協議会の形成や財政的な支援、住民に身近なところで区長が自律的な基礎自治行政を行うための権限と財源の大幅な移譲など、様々な仕組みづくりを構築・運用することで区政運営については一定の成果が出ている一方で、様々な課題も明らかになってきた。

こうした課題解決をめざして、「地域社会づくり」と「区行政の運営」の両面におけるニア・イズ・ベターのさらなる徹底を図るため「市政改革プラン 3.0」および、その中間見直し版として「市政改革プラン 3.1」を策定し、今後の取組の方向性が具体化されたところである。

現在の地域社会はさまざまな課題を抱えており、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっており、頻発する自然災害への備え、複合化する福祉課題への対応など、ますます拡大する公共の分野への対応として、地域活動協議会の社会的意義はより一層大きくなってきている。

これまで各区において、自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会への支援を行ってきたが、自立度の向上などは見られるものの、地域ごとの進捗状況に格差が生じており、また課題も相違があることから各地域の実情や特性に即したきめ細やかな支援の実施が必要となってきた。

今後は、「防災・防犯など安心・安全なまちづくりにかかる取組及び地域福祉、子育て支援、地域コミュニティづくりなどその他地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態」をめざすべき状態とし、地域の実情に即したきめ細やかな支援を行い、仕組みの定着を図ることで、より多くの住民参加による自律的な地域運営の実現に向けて取り組んでいくことが求められている。

また、福島区では分譲・賃貸マンションの居住者が急増しており、日常生活における身近な生活課題や大規模災害発生時の初期対応などにおける助け合い、支え合い、見守りといった面で、地域コミュニティの醸成が極めて重要な課題にもなっている。

このような取組を促進するためには、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要である。中間支援組織を活用して、地域活動協議会の活動にかかる支援及び地域の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、「コミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会」を実現することを本業務委託の目的とする。

(参考) 市政改革プラン 3.0

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000499487.html>

市政改革プラン 3.1

<https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-2-22-0-0-0-0-0-0-0.html>

3 委託者 発注者

大阪市福島区役所（以下、「区役所」という。）

担当・連絡先 市民協働課（地域活動支援担当）

TEL 06-6464-9743 FAX 06-6464-9987

E-MAIL tc0014@city.osaka.lg.jp

4 履行期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 履行場所

本市指定場所

6 業務概要

- (1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援
- (2) 第一層（自治会・町会単位）にかかる支援
- (3) 市民活動相談にかかる相談窓口
- (4) 地域防災力向上事業にかかる支援

7 福島区まちづくりセンターの設置

受注者は、発注者が指定するスペース内に事務所（以下、「福島区まちづくりセンター」という。）を設置し、「業務責任者」「地域まちづくり支援員」「防災アドバイザー」を配置すること。

- (1) 開設場所
発注者が指定する区役所庁舎5階とすること。
- (2) 開所日
令和6年4月1日からの開所日は週5日とすること。（開所時間は開庁時間内で発注者と調整すること。ただし土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
- (3) 物品
福島区まちづくりセンターの運営に必要な事務机、椅子等の物品は受注者が設置すること。ただし、中古の事務机と事務椅子が発注者で無償提供が可能な場合はこの限りでない。
- (4) 光熱水費
光熱水費等実費は受注者が負担すること。

8 福島区まちづくりセンターにおける業務体制

受注者は、「福島区まちづくりセンター」で常に地域団体等と連携連絡や相談等に応じることのできるよう、地域活動の実績を有した、「業務責任者（地域まちづくり支援員との兼務可）1名」、「地域まちづくり支援員3名」について、週5日1名・常時2名以上配置し、別途「防災アドバイザー1名（地域まちづくり支援員との兼務可）」を配置する業務体制を組織すること。上記以外のアドバイザー等の選任についての提案も可とする。また、受注者は、その内容を本契約締結時に、発注者に届け出なければならない。

- (1) 業務責任者（地域まちづくり支援員との兼務可）
 - ア 業務を総合的に掌握し、地域まちづくり支援員、防災アドバイザーを指揮・監督・調整する者であること。
 - イ 週5日（開庁日の午前9時から午後5時30分までの間）は常に連絡がとれ、発注者からの

業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる者であること。

(2) 地域まちづくり支援員

- ア 受注者における、「地域まちづくり支援員」の採用や配置等に際しては、事前に発注者と十分協議し、よく調整を行うこと。
- イ ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等の運営、会計、広報、担い手育成の知識やノウハウを有している者であること。

(3) 防災アドバイザー（地域まちづくり支援員との兼務可）

- ア 受注者における、「防災アドバイザー」の採用や配置等に際しては、事前に発注者と十分協議し、よく調整を行うこと。
- イ ファシリテート及びコーディネートの手法、防災の知識やノウハウを有している者であること。

(4) 補助員

「福島区まちづくりセンター」において資料作成、電話・窓口対応等を補助する「補助員（アルバイト）」を必要に応じて配置することができる。

9 服務規律等

- ア 受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。
- イ 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ウ 受注者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。
- エ 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を提出すること（平成 18 年 4 月 6 日付け市民第 19 号「平成 18 年度 本市並びに本市監理団体が恒常的に業務委託する業者について」に基づく。）。

10 業務内容（「 」部分は特に重点とする内容）

業務目的を達成するために、別紙 1「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」【12 ページ参照】の実現に向け支援し、また、これまで地域活動に参画していなかったマンション居住者が積極的に地域活動に参加するような取組みを行い豊かな地域コミュニティを再生するため、以下の業務を行うこと。

【福島区の実情・課題等（参考）】

- ・面積は 24 区中 22 番目の小さい区で人口も 21 番目であるが、大型分譲マンションなどの高層マンション建設が進み、令和 2 年時での人口増加数は 5 番目で、急激な人口増加が続いている。
- ・マンション等の共同住宅に居住する方の割合が約 8 割にのぼる一方、古くから居住する方も多く、子育て世代を中心とするマンション住民が増加する地域と、従前の街並みが残り若年世代が減少する地域が 2 極化してきている。個人の生活様式や価値観の多様化を背景に地域コミュニティも希薄化しがちで、地域活動の担い手も高齢化していることから、地域コミュニティの活性化には地域活動にかかる組織運営の負担軽減と、新たな担い手の発掘が急務である。
- ・令和 4 年時で外国人住民の比率は 2.31%、総人員 1,826 人とそれぞれ 24 区中 24 番目と下位であり、インバウンドでの訪問者は多く民泊施設等は増加しているが定住者は少ない。しか

しながら、小さな区にもこれだけの外国人が住み暮らしているという見方もできる。

- ・区域は淀川等に隣接し、多くの地域で水害ハザードマップにおいても「3m～5m」以上の浸水地域に指定されていることから、区民の「防災」への関心は高く、マンション居住者など新たに転入される住民と地域住民とが共有できる課題であり、災害に強いまちづくりを進める必要がある。
- ・区内には10の地域活動協議会があり、自律的な組織運営については、地域間で差があり各地域状況にあわせたきめの細やかな支援が必要な状況である。

(1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

これまでの支援によって一定の継続性のある自律的な組織運営を展開できる地域には受動的な支援も可能とし、一方で課題が残る地域には積極的に校区等地域に出向き、校区等地域で活動する地域団体に対し、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、地域活動協議会の自律的な地域運営に向け、以下の支援を行うこと。また、地域の実情に応じて、発注者と連携して支援を行うこと。なお、予算・決算、補助金申請等の会計事務、地域活動の新たな担い手の育成支援や、インターネット媒体を用いた広報に係る支援については、今後の地域活動協議会の更なる発展と継続的な運営を行うために必要不可欠な課題であり、地域実情を勘案した支援を行うこと。自律運営にかかる支援については、別紙1「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」を参考とすること。

- ア 若い世代やマンション居住者など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- 地域活動の担い手が広がるよう、市民協働、公民協働を担う人材の発掘・育成を行うこと。
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
- 豊かな地域コミュニティを再生させるために、若い世代やマンション居住者など、これまで地域活動への関わりが薄かった人たちに、「つながり」や「きずな」の大切さを伝えるとともに、人と人が出会いつながる機会づくりの支援を行い、担い手の育成やネットワークの拡大など引き続き支援を行うこと。
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導等
- 多様な地域活動主体やNPO、市民活動団体、企業等を対象として、地域の自律運営についての理解が深まるよう普及・啓発を図り、地域活動協議会への参画やネットワークの形成を促すこと。
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- 大阪市福島区地域活動協議会補助金の申請等のための支援を行うこと。
 - 自主財源獲得のための支援を行うこと。
- オ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- 国・府・市など行政からの委託、とりわけ、大阪市からの協働型の事業委託を地域活動協議会が受託するための支援を行うこと。
 - 子育てや高齢者への支援、地域の安全・安心の確保、まちの美化、地域の魅力発信など多様な分野における地域活動について、コミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の促進に向けて、情報提供や、専門相談機関等への連絡・調整などそれぞれのステージにおける支援を行うこと。
- カ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導

より幅広い人たちが、地域団体の活動に理解を示し参画できるよう、地域団体の活動情報の発信のほか、開かれた組織運営、会計の透明性の確保などについての以下の支援を行うこと。

- 会計事務支援
予算・決算、出納事務に係る指導及び助言等の支援を行うこと。
 - 事業実施支援
事業計画策定、事業実施報告作成及び広報に係る指導及び助言等の支援を行うこと。
 - 会議の開催支援
各種会議の進行、資料作成に係る指導及び助言等の支援を行うこと。
 - 地域の情報発信に係る指導及び助言等の支援
掲示板及び広報紙による広報はもとより、ホームページ、ブログ、フェイスブック、X（旧 Twitter）などによる広報に係る支援を行うこと。
 - その他、団体組織運営において必要な事柄の支援
 - ・個人情報保護等の制度のアドバイスを行うこと。
 - ・会計監査等の支援を行うこと。
- キ NPO等法人化を希望する地域活動協議会に対しての情報提供や申請手続きの助言・指導
- 必要に応じて地域活動協議会が特定非営利活動法人、認可地縁団体、一般社団法人など法人格を取得するための支援を行うこと。
- ク 区内の地域活動協議会の情報交換や連携の促進
- 区内の地域活動協議会の情報交換や連携の促進の場として、各地域活動協議会の会長が参加する会議等を発注者とともに定期的で開催すること。
- ケ 地域の情報収集や集約作業に係る支援
- 地域カルテの作成支援等、効果的な地域活動を行ううえでの情報整理作業等に係る支援を行うこと。
 - 地域ニーズを把握し、地域課題に即した内容が地域カルテに反映され、地域が課題解決を図れるような支援を行うこと。
- コ 地域活動協議会の認知度向上に向けた支援
- 令和6年度以降に実施予定の区民アンケートにおける「地域活動協議会を知っている区民の割合」について、年度目標値の達成に向けて、地域活動協議会の存在ならびに活動内容を広く区民に周知するように努め、認知度の向上につながるような支援。
(具体例：まちづくりセンターが運営するホームページやSNSの活用)
(参考：令和4年目標 52% 令和4年実績 40.9%)

(2) 第1層（自治会・町会単位）支援

地域活動協議会の基盤組織である地域振興町会（町会）については、市内全域で加入率が低下しており、福島区でも平成23年1月時点と比較して令和5年度調査での加入率は13.3%の減少となっている。これまでも町会加入促進に取り組んできたが、加入率の低下に歯止めがかかっているとは言い難い状況であり、もっとも身近な地域コミュニティである町会が地域活動協議会の基盤ある以上、加入率低下は看過できない課題として地域コミュニティの維持・活性化に向けて取り組むことが一層重要となっている。

そのため、町会の加入率の向上に向けて、効果的な取組みを実施する必要がある。上記10業務内容(1)ア・イにも関連させながら、若い世代やマンション居住者を中心とする地域住民を地域コミュニティに結び付けていく以下の取組みを発注者とも連携・情報共有しながら速やかに進めること。

ア ICTを活用した情報配信

- ICTを活用して町会加入申し込みを町会へ橋渡しできる仕組みづくりを行うこと。

- 区役所の町会加入案内のホームページのQRコードを、地域活動協議会事業のポスター・チラシ等に入れて問い合わせをしやすいすること。

イ デジタルを活用した町会加入促進

- 若い世代やマンション居住者を意識したとりくみとして、これまでの回覧配付にかかる地域や町会組織の業務軽減にもつながるデジタル回覧版の導入など地域実情や特性を把握しながら町会活動のデジタル化を支援すること。

ウ イベント等での啓発

- 広く地域住民の参加が見込めるイベント等で、地域活動協議会、町会等が連携し、町会の必要性や地域活動にかかわるメリットを周知するチラシ・ポスター等を配付・掲示をするなど町会への加入啓発ができるよう支援すること。

エ 集合住宅等への町会加入促進

- 大規模マンションや既存集合住宅などで新たな町会加入の相談や意向があった場合、連合振興町会と地域活動協議会のかかわりや町会の意義、活動の説明を行うなど、区役所、連合振興町会と連携して地域実情に合わせ支援すること。

(3) 各種地域団体やNPO、企業など市民活動に関する相談窓口

「福島区まちづくりセンター」において、各種団体やNPO、企業などのテーマ型団体への相談窓口を設置すること。なお、常駐の支援員対応を基本とするが、常駐支援員が不在等の際に相談があった場合は、福島区まちづくりセンターの在勤者が代理で対応することを可とする。緊急時など、福島区まちづくりセンターが不在の場合は、区役所市民協働課（地域活動支援担当）職員の対応とする。

ア 相談や受付体制の構築

- 福島区まちづくりセンターの開所時間に、地域活動協議会等からの相談に対応するほか、開所時間に相談できない者にできるかぎり対応するため、開所時間外のWEBやメールなどによる相談や受付の体制を構築するなど、利用者ニーズに沿った支援体制を確保すること。

イ 相談の受付

- 区内で市民活動を行っている、または行おうとしている個人、団体、企業・教育機関などの相談を受け付け、受注者が持つ専門的ノウハウを活用した対応を行うこと。また、必要に応じて「大阪市総合相談窓口」や「大阪市市民活動総合ポータルサイト」などの情報を提供すること。

ウ 相談票の作成及び提出

- 相談1件ごとに「相談票」（別紙2）を作成した上で、対応した経過がわかるよう、相談者ごとに相談票を保管すること。また、当月作成した相談票を取りまとめて、翌月の第1開庁日までに発注者に提出すること。

(4) 地域防災力向上事業への支援

ア 地域や各種団体の防災力に応じた訓練等の計画の策定と実施

- 各地域、社会福祉団体等が実施する避難所開設運営訓練やボランティアセンター開設運営訓練等に対して、受注者が持つ専門的ノウハウを活用した計画を提案し実行すること。

イ 防災講義の実施

- 地域や各種団体等から防災に関する講義の依頼等があれば、地域や団体の特性に応じた内容の防災講義を実施すること。特に福島区においては、マンション住民の増加が顕著であるため、マンション防災の内容を充実させること。

ウ 避難行動要支援者の個別避難計画作成支援

- 地域（自主防災組織）や福祉団体が実施する避難行動要支援者の個別避難計画作成につ

いて、必要があれば支援をすること。

エ 地域防災計画改訂支援

- 各地域が策定している地域防災計画の改訂について、改訂のスケジュール、改訂すべき箇所を提案し適切な内容となるよう支援すること。

オ 区内小中学校の防災訓練への支援

- 小中学校で実施する防災訓練や防災授業において、学年に応じた訓練、講義内容を提案し実行すること。

カ 2次避難計画にかかる地域への周知活動及び支援

- 地域での防災講義や防災訓練等において、当計画の周知を行う。また、必要があれば実働訓練（歩行訓練等）の支援も行うこと。

(5) その他

ア 業務計画書の作成

- 受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

イ 業務報告書の提出等

● 日常の報告

業務責任者は、業務終了日の翌開庁日に（年度末については直ちに）、業務の実施状況を記載した実施報告書（日報）（様式：別紙3）を作成し、発注者に提出し確認を受け、発注者が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じること。

● 月次の報告

翌月10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、業務の実施状況を記載した実施報告書（月次）（様式：別紙4）を作成し、発注者に提出し、確認を受け、発注者が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じること。

● 業務完了報告

業務完了報告書類には、業務の詳細な内容を明記し、年度末ごとに作成し、発注者に提出すること。

● その他

発注者が必要とする書類を求めに応じて提出すること。

ウ 事業の検証・分析

- 各事業の実施にあたっては、アンケートの検証などにより、事業効果の分析を行うこと。
- 発注者の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。

エ 連絡調整会議等について

- 大阪市市民局が開催予定の各区役所と各区役所の受注事業者が集まる連絡調整会議に参加し、情報交換等を行うこと。なお、発注者から受注者に対し、地域活動協議会等に対する支援の状況を照会する場合があるが、これに協力すること。

オ 調査研究による地域支援機能の向上

- 市民活動団体等や地域の活動情報の収集及び情報発信などを行うこと。
- 福島区の概要及び諸統計については、本市HP等を適宜参照すること。

11 本業務における具体的な成果目標

- (1) 別紙1「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」
- (2) 発注者が実施する利用者アンケート調査（別紙5「アンケートイメージ」）

※別紙5については、令和5年度実施予定のアンケート様式であり、令和6年度以降は記載内容を変更する可能性があります。

項目	目標値
地域活動協議会の構成団体を対象としたアンケートにおいて、地域が自律的な地域運営に取り組めるようになってきていると感じている地域団体の割合	前年度以上
まちづくりセンター等の支援を受けた団体が、支援に満足している割合	前年度以上

※上記成果目標値については受注者決定後、契約締結までの間に詳細な調整を行う。

※毎年2月末時点で成果目標が達成できない見込みの場合は、目標未達成に係る要因分析報告書を作成のうえ、業務完了報告書類と併せて発注者に提出すること。

12 事業評価等について

令和6年度以降、毎年1～3月頃に事業評価及び検証を実施する予定であるので、発注者の求める資料を提出すること。また、これらの検証等内容は、発注者と受注者が改善策等について協議のうえ、委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、この事業評価及び検証の結果については公表する。

13 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

14 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。ただし、部分払いを行う場合、業務の完了前に既に業務を完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に対し請求することができる。その場合は、受注者に提出を求める所定の請求書等に基づき、月1回を超えない範囲で支払うものとし、受注者の指定する口座に振り込むものとする。

なお、この仕様書による契約については、複数会計年度にわたる長期継続契約となることから、各年度の予算成立額が所要の契約金額に満たない場合は、契約解除・契約変更等の事態が生じる。

15 再委託について

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の

者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

16 事務引継ぎについて

契約締結までの間に、現行の「令和5年度 大阪市福島区における新たな地域コミュニティ支援事業」の受注者からの事務引継ぎを受けること。また、令和8年度の受注事業者に対し事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜発注者が立ち会うものとする。

17 その他

- (1) 本業務委託については、地域実情に合わせ、発注者の指示に従い、連携や役割分担を図りながら実施すること。
- (2) 本業務委託については、地域における他の中間支援組織の取組と連携を図りながら実施すること。
- (3) 受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。
- (4) 個人情報情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (6) 契約締結までの間に、発注者及び受注者により、本業務委託実施にあたり、仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成する。
- (7) 支援にあたっては、本市事業を積極的に活用すること（経費は原則として本市負担。）。
- (8) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、本市に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。
- (9) 契約の締結は、令和6年度予算成立をもって有効とする。

【特記事項】

1 地域活動協議会の事務局機能について

地域活動協議会から依頼があった場合は、必要に応じて、本契約と別途に、地域活動協議会と適宜契約を締結するなどし、地域活動協議会の会計事務等の事務局機能を担うことができる。受注者が、地域活動協議会の事務局事務を実施する場合は、発注者に届け出ること。なお、事務局事務については、基本的に地域活動協議会の拠点において実施するものとするが、本契約における業務の遂行に支障をきたさない範囲で、福島区まちづくりセンターにおいて、これを実施することを妨げない。

2 区単位で活動している地域団体に係る支援について

発注者から依頼があった場合は、本契約とは別途に、地域団体と受注者が委託契約を締結し、区単位で活動している地域団体に対し、本契約における業務の遂行に支障をきたさない範囲で、会議開催や地域活動協議会との連携の円滑化等について適宜支援を行うことができる。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者の福島区役所企画総務課（連絡先06-6464-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者の福島区役所企画総務課へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 受注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(契約の適正化)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福島区役所企画総務課に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

自律的運営に向けた地域活動協議会の取組(イメージ)の変更

めざす状態	めざす状態に向けた課題・取組	自律的に実施すべき基本的な事項	自律的な実施をめざす発展的な事項	
I 地域課題への取組	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに対応した活動の実施	①地域課題やニーズの把握ができています。 ②地域の将来像の共有ができています。 ③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できています。 ④話し合いにより補助金が適切に活用されている。 ⑤地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)が有効に活用され、地域課題の解決が図られている。	⑥地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている。
		法人格の取得	※	
II つながりの拡充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。	②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。
	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働(担い手の拡大含む) 【地域活動協議会内部】	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。 ②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。 ③新たな活動主体(担い手)の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法(ノウハウ)が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。(世代間継承等)
		地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働 【外部との連携・協働】	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場(意見交換や話し合いなど)に参加し、情報共有している。 ②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができる。	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができる。
	地域公共人材の活用	※		
III 組織運営	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関(総会・運営委員会等)の適正な運営	①議決機関(総会・運営委員会等)における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。 ②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようにしている。 ③監事による監査が実施されている。	④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。(世代間継承等) ⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		会計事務の適正な執行	①会計ルール等が作成、共有されている。(会計担当者を置く、支出手続を定める、等) ②会計に関する帳簿類(帳簿、財産台帳等)が作成され、整備されている。 ③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようにしている。	④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		多様な媒体による広報活動	①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。 ②活動内容(案内や実施報告等)を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容(案内や実施報告等)の情報発信を行っている。 ④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができています(広報経路(ルート)が広がっている)。

※ 「法人格の取得」及び「地域公共人材の活用」については、取組(イメージ)から除外するが、地域の状況やニーズに応じて取り組む事項として、今後も実施していく。

相談票

受付日時	月 日 : ~ :	受付方法		
1 団体/個人基礎情報				
所属区分	地域活動協議会	任意団体	NPO 法人	認定 NPO 法人
	社会福祉法人	一般社団法人	公益社団法人	一般財団法人
	公益財団法人	学校法人	地域団体	医療法人
	市民活動を応援する企業等	行政機関・まちづくりセンター	その他	
団体名				
相談者名	男・女	代表者名		
所在地	大阪市 (区)	大阪府内 ・ 府外 ・ 不明		
Tel	Fax			
E-mail	URL			
活動分野	福祉	教育	環境	まちづくり
	人材育成・就労支援	商品開発	交流	レクリエーション
	危機管理	ネットワーク	その他	
2 相談内容				
相談内容	ボランティア	組織運営 (人材)	組織運営 (その他)	他団体との連携
	資源提供・希望	C B / S B	資金獲得	広報・団体登録
	社会貢献・CSR/CSV	講師・講演	福祉教育・V 学習・実習	災害・防災
	機材・会議スペース貸出	取材	保険	寄附・寄贈
	その他			
相談詳細				
3 対応				
対応	ポータルサイトを活用			
	ボランティアコーディネート	市民活動団体を紹介	情報提供	資源マッチング
	他事業を紹介	助言等	取材・リサーチ	講師調整
	傾聴	その他		
	総合相談窓口を紹介			
対応内容				
4 その他特記事項				
受付者				

福島区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託実施報告書（日報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島区まちづくりセンター業務責任者 〇〇 〇〇

校区地域等	支援員等	記事	
福島区〇〇	〇〇 〇〇	① ●事業（ ） △△地区会計書類確認	
特記事項			
当日の勤務者及びその勤務時間			
〇〇 〇〇	9:00～19:00		
△△ △△	9:00～17:30		

*本書は、受注者からの提出書類様式であり、内容は受注者が記載する。

【業務内容】

- ①ーア 若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手・人材育成への助言・指導
- ①ーイ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
- ①ーウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- ①ーエ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- ①ーオ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- ①ーカ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- ①ーキ NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続の助言・指導
- ①ーク 区内の地域活動協議会の情報交換や連携の促進
- ①ーケ 地域の情報収集や集約作業に係る支援
- ② 第1層（自治会・町会単位）支援
- ③ 各種地域団体やNPO、企業など市民活動に関する相談
- ④ 地域防災力向上事業への支援
- ⑤ その他（仕様書に記載している「その他」事項等）

(別紙4)

福島区まちづくりセンター
業務実施報告書(月次)
(令和〇年〇月)

令和〇年〇月〇日
福島区まちづくりセンター

業務責任者

1 活動概要

活動概要を総括的に記載

2 業務体制(令和〇年〇月〇日現在)

(1) 業務体制

業務責任者(まちづくり支援員兼務)	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
防災アドバイザー	〇〇	〇〇

(2) その他

ア 公募・採用の状況 等

地域まちづくり支援員の公募にあたって、福島区市民協働課との調整のうえ、求人内容を確定し、公募を実施した。

公募方法

- ・ハローワーク及び大阪市仕事情報広場への求人
- ・区ホームページへの掲載
- ・受注者ホームページへの掲載
- ・民間求人情報誌及びサイトへの掲載

イ 福島区まちづくりセンターの開設状況

〇月〇日 電話設置

〇月〇日 まちづくりセンターホームページ開設

3 福島区まちづくりセンターの活動状況

(1) 区民からの相談状況

・相談の形態

	センターにおいて面談	電話	メール	計
件数				

・相談内容

内容	件数
若い世代の参画、担い手育成	
事業実施	
連携・協働	
自主財源獲得（助成金申請含む。）	
C B, S B	
地活協の組織運営・会計事務支援	
N P O法人化	
区内地活協の交流・連携	
地域カルテ等、地域情報集約作業	
自治会・町会について	
団体・N P O・企業などの市民活動	
防災関係	
その他	

(2) 各種地域団体やN P O、企業など市民活動に関する相談窓口

・相談の形態

	センターにおいて面談	電話	メール	計
件数				

(3) 福島区市民協働課との情報共有等の状況

〇月〇日 〇時～〇時 今後の事業実施計画について打合せ

〇月〇日 〇時～〇時 〇〇〇・・・について打合せ

(4) まちづくりセンター定例会等の開催状況

〇月〇日 〇時～〇時 今後の事業実施計画について打合せ

〇月〇日 〇時～〇時 〇〇〇・・・について打合せ

(5) 研修等の参加状況

〇月〇日 市民局主催研修に参加（業務責任者1名、支援員2名）

〇月〇日 まちづくりセンター主催研修に参加（業務責任者1名、支援員2名）

〇月〇日 N P Oレベルアップ講座 受講（支援員1名）

(6) その他

4 地域活動協議会の運営支援の状況

【各地域や業務全体の進捗状況】	
〇〇地域	〇月〇日(〇) 〇時~〇時 〇〇補助金申請に係る支援
〇〇地域	

5 地域課題調査等の実施状況

手法及び調査内容について、福島区市民協働課と打合せ
抽出率算出検討

6 当月の業務実施における自己評価及び課題となっていること

7 今後に向けて

8 出勤状況(任意)

○月		出勤状況					
		業務責任者	地域まちづくり支援員				
		○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
1	月						
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						

*本書は、受注者からの提出書類様式であり、内容は受注者が記載する。

- ・使いやすいよう、適宜アレンジしてください。
- ・(任意)とある項目は、任意記載項目です。
- ・斜体文字は記載例です。
- ・提出は、受注者名あるいは業務責任者名のどちらでも可。
- ・別途、表紙をつけていただいても結構です。

「地域活動協議会」への支援等に関するアンケート

※該当する番号に○印を付けてください

問1	<p>大阪市では、「地域活動協議会」への補助金を交付していますが、<u>補助金は地域活動に役立っていますか。</u></p> <p>① 役立っている ② ある程度役立っている ③ あまり役立っていない ④ 役立っていない</p>
問2	<p>大阪市では、市や区からの直接的な支援（各種相談対応、地域活動協議会への補助金等）とともに、まちづくりセンター等を設置し、地域活動協議会の支援を行っています。</p> <p>あなたが参画する地域活動協議会に対して、<u>まちづくりセンター等は、地域の実情やニーズに即した支援を実施していると思いますか。</u></p> <p>① そう思う ② ややそう思う ③ あまりそう思わない ④ そう思わない</p>
問3	<p>(問2で「あまりそう思わない」「思わない」と回答された方へ)</p> <p>そう思わないと回答された具体的な内容（理由）や事例などを記入してください。</p> <p>なお、今後の改善に向けましてお話しをお伺いさせていただく場合がありますので、団体名も併せてご記入ください。</p> <p>【具体的な内容（理由）や事例】</p> <p>【団体名】（あなたが加入している団体名：地域振興会、女性会、民生委員会など）</p>
問4	<p>大阪市では、「まちづくりセンター」を設置して、「地活協」の支援を行っています。</p> <p>あなたは、<u>「まちづくりセンター」の支援について、満足していますか。</u></p> <p>① 満足している ② ある程度満足している ③ あまり満足していない ④ 満足していない</p>
問5	<p>あなたは、地域活動協議会が、「防災、防犯など安心・安全なまちづくりにかかる取組及び地域福祉、子育て支援、地域コミュニティづくりなど、その他<u>地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態</u>」にあると思いますか。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>※【「自律的に進められている状態」とは、まちづくりセンター等の支援が無くても、住民の皆さん自らが主体的にさまざまな取組を進めることができている状態のことです。】</p></div> <p>① そう思う ② ややそう思う ③ あまりそう思わない ④ そう思わない</p>

